

横浜市住環境整備事業のご案内

介護保険制度における住宅改修の利用が優先です

横浜市の住環境整備事業は、支援又は介護を必要とする高齢者や障害児・者が自宅で生活を続けられるように、専門スタッフが対象となる方の身体状況(日常生活動作の状況等)や住宅の状況等に合わせた住宅改造のアドバイスを行うとともに、アドバイスに基づいて実施される住宅改造費用の一部を助成するものです。助成の利用にあたっては、区役所福祉保健センターが住宅改造の必要性を判断し、決定します。

対象者

高齢者

障害児・者

高齢者の住環境整備事業は令和5年3月31日で相談受付を終了しました。

- ①身体障害者手帳1級又は2級を取得した方
 - ②知能指数35以下の方
 - ③身体障害者手帳3級を取得した方で、かつ知能指数50以下の方
- ※①、③については65歳に達した日以降に該当する身体障害者手帳を取得した方を除きます。

対象工事

1 住宅改造

対象となる主な工事は、手すりの取付け、段差の解消、滑り防止・移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、水栓等器具の交換、出入口の拡幅等です。

2 障害児・者のための自立支援機器の設置

移動リフター、階段昇降機、段差解消機、環境制御装置、コミュニケーション支援機器等があります。(機器の種類によって対象者が異なります。詳細はP.3参照)



上記の対象工事のうち、対象者の身体状況や介護状況、代替手段の検討を行った上で、必要最低限の範囲内で実施される工事が横浜市住環境整備事業の対象となります。

給付・助成の対象外の工事

- × 新築、増築、新たに購入する住宅の工事
- × 老朽化や故障に伴う工事
- × 防災・防犯を目的とする工事
- × 将来の状態悪化に備えた工事 など

相談及び申請窓口

お住まいの区役所福祉保健センター (P.4参照)

【留意事項】

- ①工事前に区役所福祉保健センターへの相談が必要です。
- ②制度の利用は原則1回限りです。(ただし、状況により再度利用申込みができる場合があります。)
- ③介護保険から給付が受けられる場合は、介護保険の住宅改修^{*}の利用が優先となります。ただし、介護保険の上限を超える工事や対象外の工事の場合、併用できる場合があります。
- ④工事内容を検討した結果、当初の希望や施工事業者のプラン通りにならない場合があります。
- ⑤対象者の状況に応じた工事内容を検討するため、相談から助成の決定までには時間がかかります。

※〈参考〉介護保険制度の住宅改修について

介護保険の住宅改修では、在宅の要介護者等が、自宅で生活を続けられるように手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修を行った場合に、20万円を限度に払った金額の一部が払い戻されます。

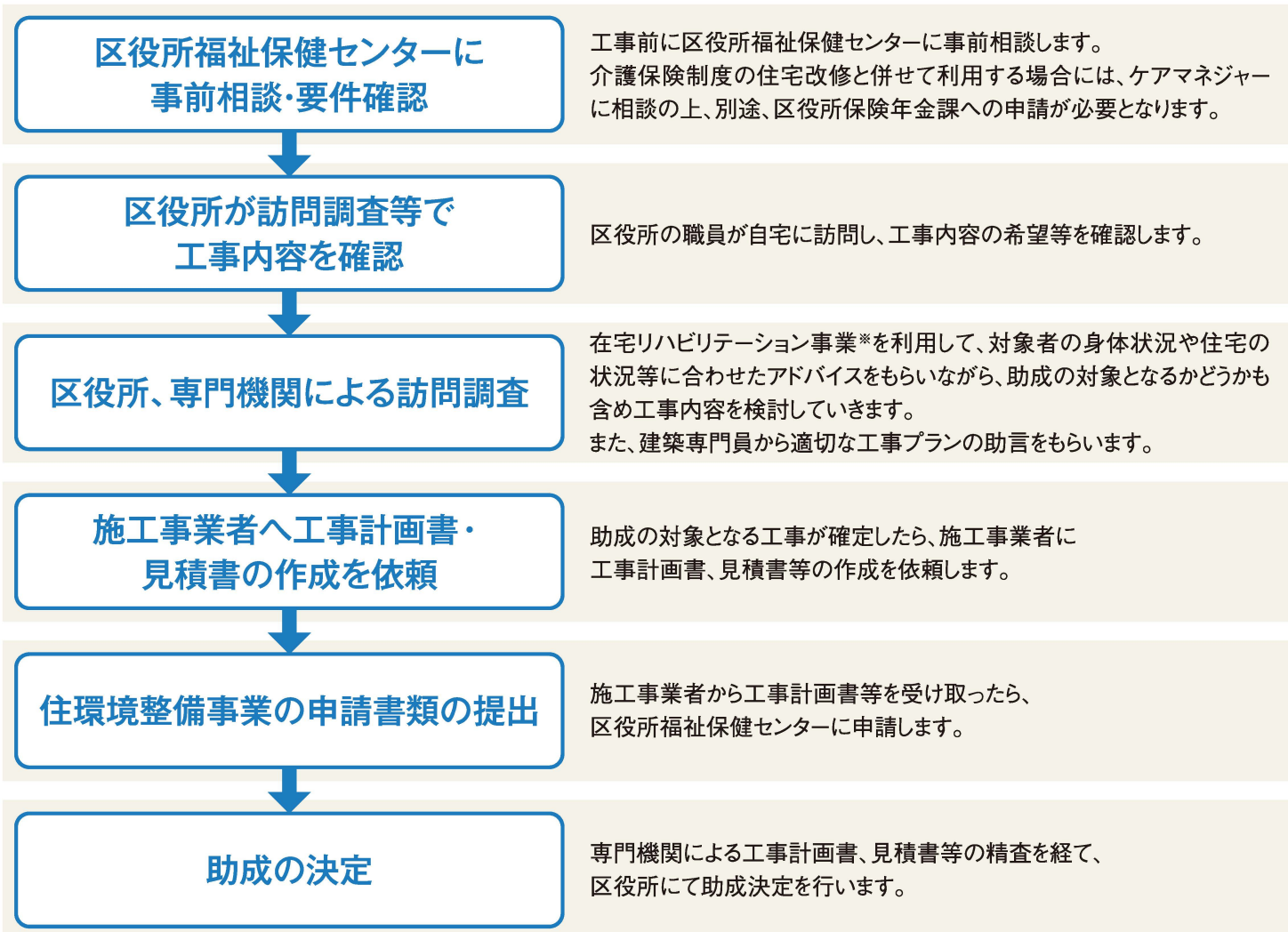
【申請窓口】工事前に区役所保険年金課へ申請が必要です。

【対象者】高齢者：要介護認定で「要支援1・2」又は「要介護1～5」の認定を受けた方

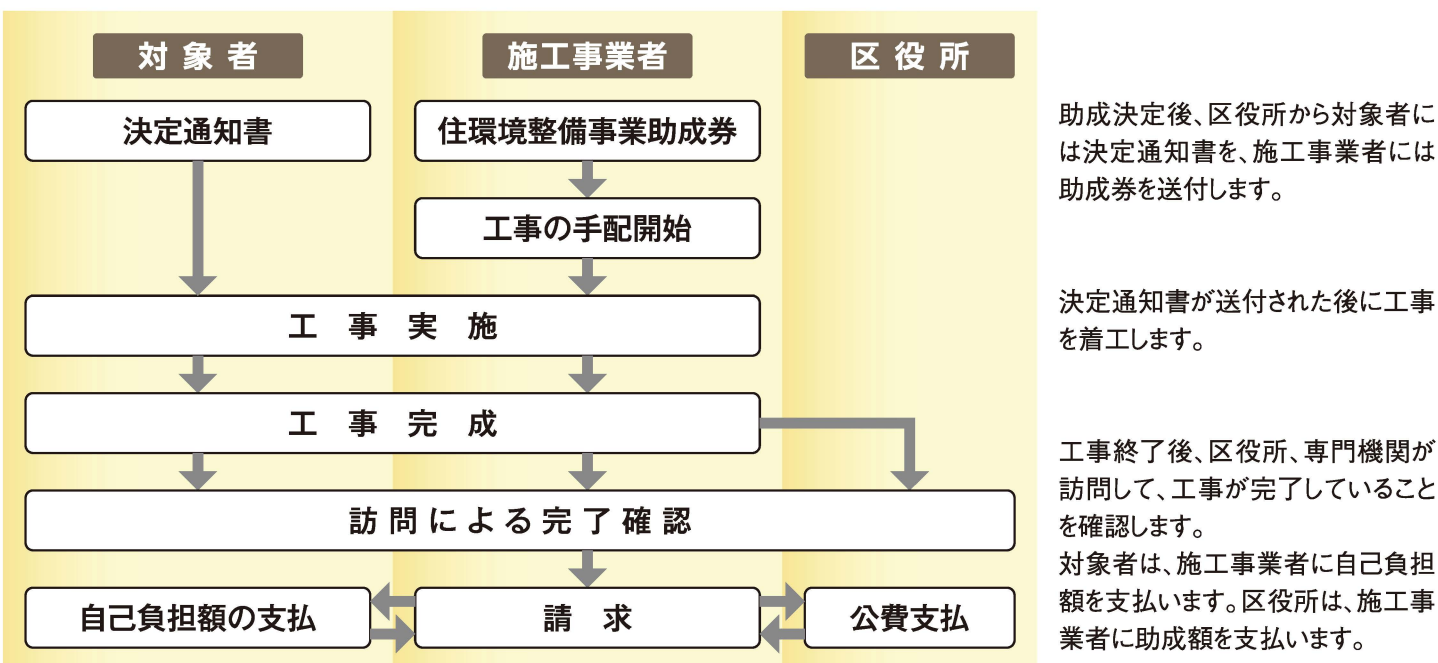
【対象工事】①手すりの取付け、②段差の解消、③滑り防止・移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、④引き戸等への扉の取替え、⑤洋式便器等への便器の取替え、⑥1～5までの工事に付帯して必要な工事

横浜市住環境整備事業 利用の流れ

【相談から助成の決定までの流れ】



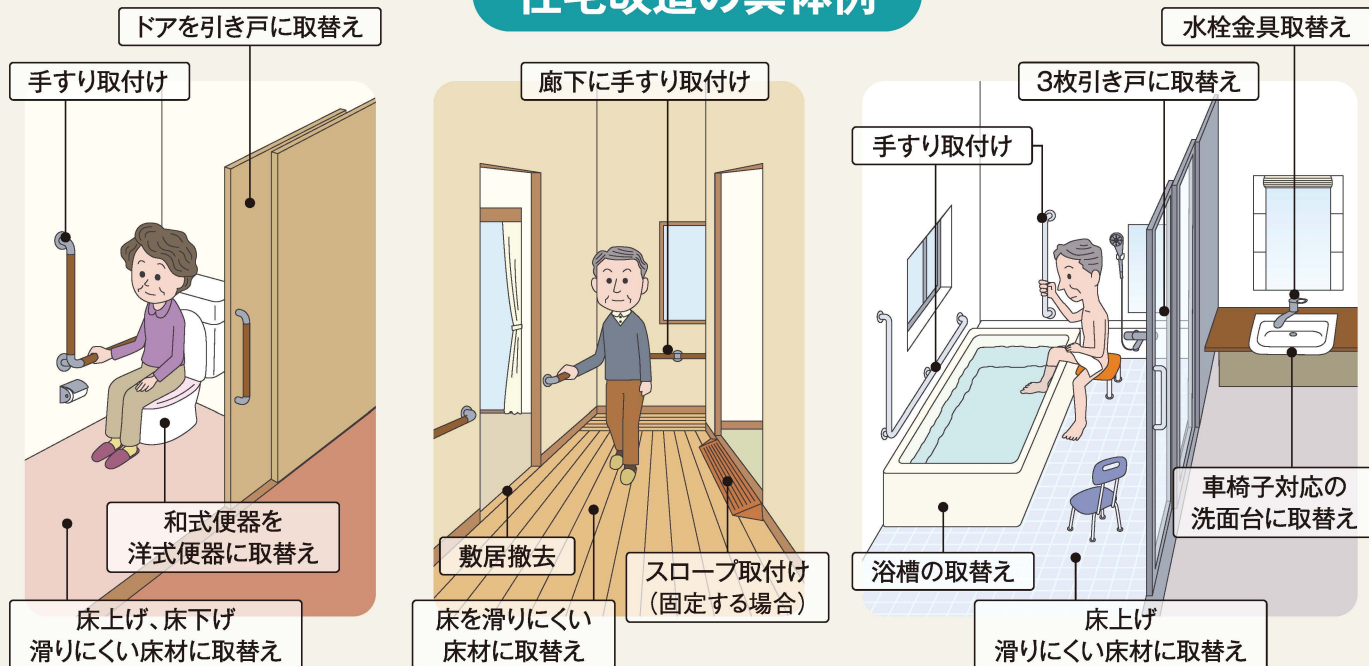
【助成の決定後の流れ】



※在宅リハビリテーション事業とは…

横浜市在住の障害児・者および高齢者の方々に、障害や加齢があっても住み慣れた自宅での生活を続けていくために、横浜市総合リハビリテーションセンターのリハビリテーション専門職が家庭を訪問して、関係機関と連携しながら、各種アドバイスを提供するサービスです。

住宅改造の具体例



このほか、玄関の手すりの取付け、段差の解消、アプローチへのスロープの設置などがあります。

自立支援機器の紹介(障害者住環境整備事業対象)

自立支援機器は、使用する方の障害や身体状況、使用目的に合わせて設置します。(ただし、機器の種類や家屋によっては設置が難しい場合があります。) まずは、区役所福祉保健センターへご相談ください。また、要介護認定を受けた方は、介護保険の福祉用具貸与が優先となります。



移動リフター

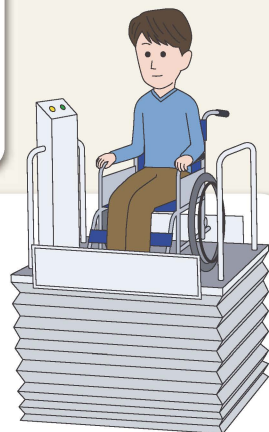
車椅子を使用している方で、車椅子からの乗り降りが困難な方が使用します。ベッドから車椅子へ、車椅子からトイレへ、浴室洗い場から浴槽へといった移乗に用います。レールを天井に取り付けるものや、やぐらを組んでレールを設置するものなどがあります。

対象者 下肢・体幹機能障害1、2級の方

段差解消機

高い段差のある場所に設置することによって、車椅子等での移動の困難さを解消します。段差を垂直に昇降する機器です。

対象者 下肢・体幹機能障害1、2級の方



階段昇降機

車椅子のまま、あるいは座った姿勢のまま階段を昇り降りできます。設置したレールに沿って椅子が電動で移動するものや車椅子を搭載して階段を昇降するものがあります。

対象者 下肢・体幹機能障害1、2級の方
上肢及び下肢機能障害1、2級の方
内部機能障害1、2級の方



環境制御装置・コミュニケーション機器

運動機能障害(特に頸椎損傷、脳性まひ等)により、書くことや発語が困難な方に効果的な電子機器です。息や頭の動きを利用してテレビ、電話、エアコンなどをコントロールする環境制御装置、パソコン等を利用するときに障害者用の出力装置を取り付けてコミュニケーションの支援をする機器があります。

対象者 四肢機能障害1、2級の方

費用の助成について

(金額は消費税を含みます)

【参考】

助成限度基準額	障害者住環境整備事業		高齢者等住環境整備事業		介護保険制度の住宅改修	
	住宅改造費	120万円(又は100万円)*		100万円		20万円
機器購入費	機器取付費	機器購入費	取付費	/		/
		移動リフター	100万円			
階段昇降機	100万円	12万円				
段差解消機	55万円	20万円				
環境制御装置	60万円	7万円				
コミュニケーション機器	30万円	3万円				

※介護保険制度の対象となる工事については、介護保険支給限度基準額を助成限度基準額から差し引きます。(介護保険優先)

対象者の自己負担の割合について

世帯の最多課税者の市民税額によって、費用の自己負担の割合について次のように定めています。

自己負担割合(※)	障害者住環境整備事業		高齢者等住環境整備事業		介護保険制度の住宅改修
	生活保護受給者等	なし		なし	
市民税非課税	なし				1/10 (一定以上の所得がある場合は 2/10または 3/10)
市民税均等割のみ	1/10		1/10		
市民税所得割 61,500円以下	1/4		1/4		
市民税所得割 61,501円～151,200円	1/2		1/2		
市民税所得割 151,201円～198,000円	3/4		3/4		
市民税所得割 198,001円～268,000円	全額 (改造の相談はできません)		全額 (改造の相談はできません)		
市民税所得割 268,001円以上					

※市民税額は、申請する月の属する年度(申請した月が4月から6月までの場合は前年度)のものを確認し、指定都市における標準税率の税制改正が行われる前の標準税率(6%)の金額を用います。所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除が、控除される前の額を用います。また、年少・特定扶養親族控除が廃止される前の計算を用います。

お問い合わせ

区役所	電話番号	FAX番号
鶴見区	高齢・障害支援課	510-1773 510-1897
	こども家庭支援課	510-1839 510-1887
神奈川区	高齢・障害支援課	411-7110 324-3702
	こども家庭支援課	411-7113 321-8820
西区	高齢・障害支援課	320-8400 290-3422
	こども家庭支援課	320-8402 322-9875
中区	高齢・障害支援課	224-8167 224-8159
	こども家庭支援課	224-8171
南区	高齢・障害支援課	341-1139 341-1144
	こども家庭支援課	341-1152 341-1145
港南区	高齢・障害支援課	847-8415 845-9809
	こども家庭支援課	847-8457 842-0813
保土ヶ谷区	高齢・障害支援課	334-6324 331-6550
	こども家庭支援課	334-6353 333-6309
旭区	高齢・障害支援課	954-6125 955-2675
	こども家庭支援課	954-6117 951-4683
磯子区	高齢・障害支援課	750-2417 750-2540
	こども家庭支援課	750-2439

区役所	電話番号	FAX番号
金沢区	高齢・障害支援課	788-7776 786-8872
	こども家庭支援課	788-7772 788-7794
港北区	高齢・障害支援課	540-2327 540-2396
	こども家庭支援課	540-2320 540-2426
緑区	高齢・障害支援課	930-2311 930-2310
	こども家庭支援課	930-2432 930-2435
青葉区	高齢・障害支援課	978-2449 978-2427
	こども家庭支援課	978-2457 978-2422
都筑区	高齢・障害支援課	948-2306 948-2490
	こども家庭支援課	948-2321 948-2309
戸塚区	高齢・障害支援課	866-8439 881-1755
	こども家庭支援課	866-8468 866-8473
栄区	高齢・障害支援課	894-8415 893-3083
	こども家庭支援課	894-8959 894-8406
泉区	高齢・障害支援課	800-2485 800-2513
	こども家庭支援課	800-2448
瀬谷区	高齢・障害支援課	367-5716 364-2346
	こども家庭支援課	367-5703 367-2943

福祉用具・住宅改造に関する 専門相談

福祉用具や住宅の改造などについての情報提供や専門的、技術的な相談を行っています。実際にさわって、試してみることもできます。お近くの相談窓口まで、電話でお気軽にご相談ください。

- 横浜市総合リハビリテーションセンター 地域支援課 港北区鳥山町1770 (電話.473-0666(代) FAX.472-8117)
- 中山福祉機器支援センター 緑区中山2-1-1 ハーモニーみどり1階 (電話.935-5489 FAX.935-5497)
- 反町福祉機器支援センター 神奈川区反町1-8-4 はーと友 神奈川2階 (電話.317-5471 FAX.317-5472)
- 泥亀福祉機器支援センター 金沢区泥亀1-21-5 いきいきセンター金沢1階 (電話.782-2988 FAX.782-2996)

バリアフリー改修工事を行った 住宅の固定資産税の減税制度

一定のバリアフリー改修工事を行い、工事完了から3か月以内に区役所に申告すると、固定資産税が減額できる場合があります。詳細はお住まいの区役所税務課(家屋担当)にお問い合わせください。

横浜市健康福祉局 高齢在宅支援課・障害自立支援課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

■ 高齢在宅支援課 電話 045(671)2405 ■ 障害自立支援課 電話 045(671)3891
FAX 045(550)3612 FAX 045(671)3566

令和2年5月改訂